

郵送請求
専用

戸籍に関する証明書の請求書

銚子市長 様

令和 年 月 日

1. どなたの戸籍が必要ですか(銚子市に本籍がある人のみです)

本 籍			
フリガナ 戸籍筆頭者 (戸籍のはじめに書かれて いる人です。)		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
フリガナ 必要な人の名前 (抄本の場合)		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

2. 何が必要ですか(必要なものを○でかこみ、通数をお書きください。)

1	戸 籍 (450円)	戸籍全部事項証明(謄本) 通	戸籍の附票 (350円)	全部証明(謄本) 通	本籍と筆頭者 在外選挙登録地 通
		戸籍個人事項証明(抄本) 通		一部証明(抄本) 通	本籍と筆頭者 在外選挙登録地 通
2	除 籍 (750円)	除籍全部事項証明(謄本) 通	7 除戸籍の附票 (350円)	全部証明(謄本) 通	本籍と筆頭者 在外選挙登録地 通
		除籍個人事項証明(抄本) 通		一部証明(抄本) 通	本籍と筆頭者 在外選挙登録地 通
3	改製原戸籍 (750円)	謄本 (昭和・平成) 通	8 身 分 証 明 書 (350円)		
		抄本 (昭和・平成) 通	9 死 亡 診 断 書 の 写 し (350円)		
4	記載事項証明書 (届) (350円)	通	10 廃 棄 済 証 明 (350円)		
5	受 理 証 明 書 (届) (350円)	通			

3. 使う人(請求者)はどなたですか

住 所		TEL
フリガナ		大・昭・平・西暦
氏 名		生年月日 年 月 日
1の戸籍に記載されている方と、3の使う人(請求者)との関係 □にチェックをしてください。	<input type="checkbox"/> 戸籍に記載されている人(本人) <input type="checkbox"/> (戸籍に記載されている人の) 夫・妻・子・孫 (の子)・父母・祖父母 使 い み ち (該当する箇所にチェックを付けてください。) <input type="checkbox"/> パスポート取得 <input type="checkbox"/> 婚姻届・転籍等 <input type="checkbox"/> 年金裁定 <input type="checkbox"/> 簡易保険請求(No.)) <input type="checkbox"/> 免許等許可申請 <input type="checkbox"/> 携帯電話親子割引 <input type="checkbox"/> 官公署へ提出 (法務局・裁判所)) <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 相続関係 [() の出生から死亡まで 各 通 () の婚姻から死亡まで 各 通]) <input type="checkbox"/> その他 (この戸籍に記載されていない兄弟・姉妹の方や第三者請求の法人など) 請 求 理 由 (該当する箇所にチェックを付けて、理由をくわしく記入してください。) <input type="checkbox"/> 権利行使・義務の遂行 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため (提出先)) <input type="checkbox"/> その他)) 理 由))	

【その他 同封していただくもの】

- ① 手数料分の定額小為替 (定額小為替は、お近くの郵便局で購入し、無記名で送ってください。)
- ② 返信用封筒(切手を貼り、宛名[請求者の住所・氏名]を記入してください。)
- ③ 本人確認資料(運転免許証等の写し)
- ④ 死亡診断書の写しを請求する場合は、簡易保険の証書(「株式会社かんぽ」は不可)の写しを添付
簡易保険は平成19年9月30日契約分までです。

送付先: 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 銚子市役所市民課 戸籍班

本人確認資料等(写し)	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証(裏・表) <input type="checkbox"/> 健康保険証(国保・社保)(裏・表) <input type="checkbox"/> 在留カード(裏・表)
	<input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 学生証(公立) <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他

※ 基本的な人権又はプライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。

※ 偽りその他不正な手段により交付をうけたときは刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。(戸籍法第133条等)